

令和5年1月10日

文化庁次長 殿

全国大学博物館学講座協議会
委員長大学 明治大学
代 表 駒見和夫



博物館法施行規則の一部を改正する省令(案)のパブリックコメントに関する質問

博物館法施行規則の一部を改正する省令(案)に対するパブリックコメント（意見公募手続）に関し、全国大学博物館学講座協議会として、以下の6つの質問をお送りします。回答をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 今回のパブリックコメントは、多くの国民が年末年始の休暇をとる時期に設定されており、この間、公務員の場合は実質7日間の勤務日しかなく、大学においては冬期休業の期間中です。政府としてワーク・ライフ・バランスを推進する中で、きわめて短い公募期間しか設けないのは、文化庁が博物館政策を軽視しているとも受け取れます。

なぜこのような時期にパブリックコメントを実施したのか、ご教示をお願いいたします。

2. 今回の改正省令案には、これまで文化審議会博物館部会ではほとんど議論されていない学芸員の資格認定の見直しが含まれています。そもそも学芸員養成制度については、文化審議会答申「博物館法制度の今後の在り方について」において、「拙速な議論を避け、実態の把握を行いながら、中長期的な課題として、引き続き博物館部会において継続的に検討していく必要がある」と明記されています。にもかかわらず、今回の省令改正でその点にも踏み込まれています。

このことは、文化審議会答申を軽視し、博物館部会委員のみならず、全国の約300大学に設置されている学芸員養成の教育を軽んじ、ひいてはその質の低下につながると危惧します。

突然の行政判断で、学芸員の資格認定の見直しを行うこととした理由と経緯についてご教示をお願いいたします。

3. 上記のように、文化審議会博物館部会で具体的に議論されていない学芸員の資格認定の見直し等が改正案に含まれているにも関わらず、概要でそのことについてまったく触れておらず、文化庁としてなし崩し的に改正しようとしているようにも受け取れます。

なぜ概要に記述されていないのか、その理由についてご教示をお願いいたします。

4. 上記に関連して、審議会等でほとんど議論されていない資格認定について、「毎年少なくとも各1回」を「少なくとも2年に1回」とするのは、学芸員資格の取得を目指す人にとって機会を減少させる大きな変更となります。このことは、文部科学省生涯学習政策局から文化庁に移管したことにより、博物館行政が軽視されるようになったとも受け取れます。

行政判断により、資格認定の施行の見直しを行うこととした理由と経緯についてご教示をお願いいたします。

5. 同様に、試験認定の選択科目の削除についても、審議会等でほとんど議論されていません。選択科目の削除は学芸員養成の質の低下につながると考えます。

「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」の第2次報告書「学芸員養成課程の充実方策について」（2009年2月）では、「選択科目は昭和30年の創設以降一度も改正しておらず、近年、博物館の館種や内容が多様化・専門化していることや、いわゆるエデュケーターやコンサーベーター（保存・修復専門家）等の専門職を育成する必要性等を踏まえ、受験者のニーズ等も考慮しつつ、引き続き検討することが必要である」と提言されています。しかし、審議会や有識者会議等で検討された記録などは見出せません。

学芸員養成課程の担当教員や博物館学の専門家等の意見を聴取することなく、試験認定の選択科目の削除改正を行政判断で行うこととした理由と経緯について、ご教示をお願いいたします。

6. 学芸員の審査認定の受験資格について、博士の学位を有する者が、2年以上の博物館資料関係実務経験により審査認定を受けることができるように変更されています。この点も、審議会等でこれまで議論されていないことです。

大学の学芸員養成教育では、学芸員の専門性の向上を求めるこれまでの審議会等の議論に対応すべく、学芸員の専門性の基盤を「博物館に関する科目」と捉え、大学院生でもその履修を可能とするように取り組んできています。今回の変更はこの努力に逆行するものです。

審査認定の受験資格の変更を行政判断で行うこととした理由と経緯について、ご教示をお願いいたします。

以上

なお、本質問状は、全国大学博物館学講座協議会のメーリングリスト上で、加盟する178大学で共有いたします。

本件連絡先 : 全国大学博物館学講座協議会事務局
〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台 1-1
明治大学資格課程事務室内
zenpakukyo@gmail.com